（様式第１）

令和　年　月　日

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

代表理事　　末吉　竹二郎　殿

申請者　名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　 印

地域脱炭素化出資事業基金による出資申請書

地域脱炭素化出資事業基金による出資を受けたいので、地域脱炭素化出資事業に係る出資規程第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

なお、出資決定を受けて事業を実施する際には、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構地域脱炭素化出資事業に係る出資規程及び一般社団法人グリーンファイナンス推進機構との間で締結する契約書の定めるところに従います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（注）の申請事業における出資額及び役割 |  |
| 実施しようとする事業の種類及び目的 |  |
| 他の出資者及び融資者の候補並びにその金額（申請時見通し） | 出資 |  |
| 融資 |  |
| 見込まれる二酸化炭素削減効果 | 削減量 (CO2-e t) |  |
| 算出根拠 |  |
| 地域活性化効果 |  |

（注）申請者は原則として対象事業の運営について最大の責任をもつ事業者とするが、その他の場合も含め記載のこと。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

　当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、機構への出資申請書の提出をもって誓約いたします。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

 また、機構側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．現在次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

　　ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき

　　イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしているとき

　　ウ　役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

　　エ　役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

　　ア　暴力的な要求行為を行う者

　　イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

　　ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

　　エ　偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害する行為を行う者

　　オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団員等を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団員等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、機構へ報告を行います。